

令和5年9月第10回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日（月）

午前10時00分から午前10時35分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員（42人）

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己

14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志 24番 井手宏治

25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎 28番 太安隆文

29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修

33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 36番 浅田光明 37番 戸田典宏

38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子

42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行

46番 清水 晃

4. 欠席委員（4人）

農業委員 13番 武村一夫 16番 福島康夫

推進委員 21番 梶原啓二 35番 植田浩史

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第49号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第50号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第51号 再生利用が困難と見込まれる農地の非農地判断について

日程第7 報告第13号 農地転用の制限の例外に係る届出について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 失礼します。
それでは、ただいまから令和5年9月総会のほうを開催いたしたいと思います。
それでは、会長ご挨拶のほうをよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。
9月になりまして、かなり朝夕が過ごしやすいというふうになりました。今年の夏は非常に暑かったということで、いろんなことがあったというふうに思います。この辺りも今日久しぶりに雨が降ったという状態で、所によっては降ったり、降らなんだりと聞いております。今年も台風の影響もありまして、線状降水帯が各地で発生しておりまして甚大な被害が出ている地域もたくさんあるということでございます。この地域もそういうことがないようにと思うところであります。
農作物に関しても、夏の暑さでかなり厳しい状態が続いてるんだろうというふうに思います。稲作のほうは何とか作況指数は平年並みであろうというふうな予想ですけど、今後どういうふうになっていくか見守っていきたいというふうに思います。皆さん方、非常にお忙しい中ではございます。この秋、9月、10月、利用状況調査ということで皆さんに大きな負担がかかるというふうに思いますけど、非常に忙しいときでなかなか苦しいと思いますけど、よろしくご協力をいただきたいというふうに思います。
それでは、これより9月総会をよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
それでは、総会のほうに入らせていただきます。
本日、欠席委員の方は2名いらっしゃいます。13番委員、16番委員から欠席の通告をいただいております。よって、ただいまの出席委員は19名中17名でございます。定足数に達しておりますので、9月の総会が成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番、 委員、6番、 委員を指名いたします。
日程2、議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は7件でございます。農地法第3条第2項の各号におきまして、申請書によって審議いたしました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

まず、番号1でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆845㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

議案第47号の1番につきましてご説明をいたします。

9月2日、譲受人の立会いの下、現地を確認いたしました。詳細につきましては、譲受人は長年この土地を譲渡人から耕作を頼まれて、地元なんで耕作しておりました。家のほうにおられた母親が高齢で施設に入られて、譲渡人がもう大阪在住なんで帰ってこれないということで、受渡しのほうを譲受人にお話をいたしましたところ、譲受人は快く引き受けて権利を移転するということで話がまとまりました。それで、譲受人のほうは後継者がおられて、トラクターも管理機も草刈り機も所有していますので必要な作業に従事するものと認められました。ご審議のほうをよろしくお願いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2、番号3について、関連する内容ですので事務局より一括して説明をお願いします。

事務局主幹 失礼いたします。番号2、番号3でございますが、交換による申請でございます。

番号2につきましては、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆653㎡を、番号3につきましては、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆320㎡を、交換によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、26番推進委員さんから説明をお願いします。

26番推進委員 議長。

議長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。

番号2と番号3について、併せてご報告させていただきます。

まず、番号2ですが、9月3日に譲受人、譲渡人の立会いの下、現地調査で話しをお聞きしました。事由の詳細ですが、譲受人、譲渡人は実家が近隣同士であります。両人の父、祖父の代の頃より周辺の土地等の関係から互いの農地を交換し耕作を今まで行ってきております。このたび代替わりもし、話をを行い現状の耕作状況に合った農地の所有にしようとして土地所有権を変更することで合意し申請することになりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人はブドウ栽培を中心に農業を営んでいます。今後は、この農地で野菜作付を行う予定です。本人も耕作意欲が十分に感じられ、問題ないと思われまます。

続きまして、番号3ですが、これも9月3日、両名の立会いで現地確認を行いました。事由の詳細につきましては、番号2と一緒にですので割愛させていただきます。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は会社勤務でありますけれども、休日には本農地を含め農作業に携わっています。今後も販売も考え、野菜作りを行うとのこと。本人は非常に真面目で意欲もあり、問題ないと思われまます。

番号2、番号3、その他の指摘事項は特にございません。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございます。

落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆264㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 議長。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 27番です。

9月2日に譲受人立会いの下で現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は譲渡人と近所で以前より借りて利用していましたが、今後譲受人は規模拡大を行い、農機具を大型化、そういうことで農業用機械を置いておく農業用倉庫を建てたいという意向で残りを畑として利用する予定です。譲受人の耕作状況ですが、借用地も含めて現在は2町ほど耕作されておりますが、ドローンを買ったり、大型の農業用機械を購入したり、農業用倉庫を大きくしたいということで、そこを利用したいという意向です。田植機とかコンバイン、必要な機械は一応全て一通りそろっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号5でございます。

落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆

733㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号5について説明いたします。

去る9月3日、現地にて譲受人と立会い、確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人と譲受人は近所の関係であります。譲渡人は現在施設に入所しており、残された奥さん一人では耕作不可となり、耕作をしてくれる人を探していたところ、今回譲受人との話がまとまったものです。譲受人の世帯、耕作状況ですが、譲受人は譲受人夫婦、母親、息子夫婦で暮らしており、譲受人は兼業農家であり、農業機械一式、コンバイン、トラクター、田植機などもそろっております。農地取得後も耕作については何ら問題はないと思っております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございます。

久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田7筆3,353㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議長 はい、33番推進委員。

33番推進委員 33番推進委員です。

これは6番の内容、去る9月3日に譲受人、それから譲渡人、双方に事情調査、現地調査を行いましたのでご報告させていただきます。

この内容は、これは既に所有者と譲受人との間で貸借状態にある田3,353㎡、農地7筆ですが、相手に無償贈与するという内容でございます。譲受人は旧湯原町より現在の■■■■の現住所へ移住して40年を経過しているものです。そのうち10年前頃から譲渡人が老齢ということもあって、耕作不能になった所有の田を借りて野菜類を栽培、管理して今日に至っております。譲渡人には当該土地において親族等に適当な土地相続人がおらず、相続登記制度も次年度から改正されること、そういったことも踏まえて譲受人を適任者と考え土地贈与するという内容になります。譲受人は70代後半ということで高齢ではありますが、奥さんと2人世帯で、専ら2人で当該土地に多種の野菜類、それから豆類、こういったものを栽培、管理しております。管理機や運搬車等必要な農具を所有し、山寄せの田ですので用水は谷水をパイプホースで引き利用に充てております。あぜ草についても草刈り管

理等が十分に行えておりまして、意欲というものも十分有しておりますので適当と
考えます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議案書2ページをご覧ください。

番号7でございます。

八束の譲渡人が、相手方の要望により、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆
1, 433㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろし
くお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いしま
す。

9番委員 議長。

議 長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

番号7について調査の報告をさせていただきます。

現地調査のほうは8月31日、譲受人立会いの下、行いました。権利移転する事由
の詳細ですが、譲受人と譲渡人は隣接する集落に住む知人同士です。譲受人は家族
5人、3世代に渡って大型の酪農を営んでおります。申請地は譲受人の畜舎の西側
に位置しており、これまでは乾燥ロール、干し草のロールの置場として長年借りて
いる状況でありました。譲渡人は今後も申請地を管理する意思はなく、譲受人に売
買を提案し、話がまとまったものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は家族5
人で酪農を行っており、またその他稲作を1ヘクタール作っております。譲受人は
必要な機械は十分所有しており、申請地取得後も同様に必要な農作業に従事する
ことが認められます。申請地取得後も、これまでどおり乾燥ロールの置場として利用
するということです。その他指摘事項はございません。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第48号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第48号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は1件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、使用借人（北房）は、家族が増え、現在の居宅が手狭になったことから、申請地、畑1筆126㎡を、使用貸人（北房）から借り受け、住宅用地とするため、転用申請するものです。建蔽率は55%で、申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いします。

22番推進委員 議長。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 9月1日、7番委員と同席のもとに現地確認をいたしました。ただいま事務局からの説明がありましたが、建物の老朽化が進み、高齢者の生活に支障を来し、また子供が大きくなり、各自車で通勤しており、車庫も狭くなり新たに住宅と車庫を建設いたします。申請地に隣接した農地がありますが、現在譲受人が小作をして何ら問題はありません。

以上のとおり本案件については転用もやむを得ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第49号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 では、議案第49号について、5ページをお開きください。

議案第49号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和5年9月11日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきましては全18筆でございます。また、7ページの下段から記載の所有権移転につきましては、田12筆、22,536㎡、畑1筆2,980㎡が農地中間管理機構から譲受人に移転するものでございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第49号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第50号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第50号につきまして、9ページをご覧ください。

議案第50号、農用地利用集積計画の決定について。

本件は一括方式となっております。農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による利用権設定を同時に行うものです。

案といたしまして、令和5年9月11日付で公告の予定でございます。内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。全8筆が利用権設定されるもので、全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第51号、再生利用が困難と見込まれる農地の非農地判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第51号、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により、再生利用が困難と見込まれる農地に対して非農地判断した件について、本日も審議いただく案件は1,362筆でございます。

11ページをご覧ください。

今回ご審議いただく対象の農地は、所有者への利用意向調査により中間管理機構へ貸し付けたい意向のあった農地を確認した結果や所有者からの非農地の申出、当事務局の現地確認結果を基に土地所有者または管理者へ非農地の事前通知を送付し、非農地とすることに承認いただいた農地でございます。本日議決された後は、所有者または管理者へ非農地通知書を送付し、当事務局で管理している農地台帳からの除外を行います。あわせて、当事務局から法務局に対して地目変更登記の申出を行う手続を進めます。これにより、登記官の職権により農地から農地以外の地目へ変更することになります。

以上、お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

1 番委員 議長。

議 長 はい。

1 番委員 1 番です。

この中で灰色に塗られている部分については、所有者の意向で通知しないと、そういうことで、農地として残すということになっておるようでございますけれども、この農地として残した部分については、これは後に連絡をするんですか。農地管理が必要となると思うんですけども、これは今の荒廃地になつとるとこが上がつるとるんだらうと思うんですけど、これを本人の意向で残すということになれば、ここは後に連絡を事務局のほうからどなたかでされるんですか。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 失礼します。まず、意向があるということですので今回このリストから除外をします。その後、まずは電話等によりまして現在の状況はどうでしょうかというような確認をしたいと思っております。あわせて、近くを通った際にはこれらをリスト化しまして、見て通るといふようなことで一応確認はしたいと思っております。今は定めておりませんが、この周辺に出向いたときには見て回りたいと思っております。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 5 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 1 号、再生利用が困難と見込まれる農地の非農地判断については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 7、報告第 1 3 号、農地転用の制限の例外に係る届出についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 2 5 ページをお開きください。

報告第 1 3 号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の 1 件がございま

した。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長 報告第13号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

<「質疑なし」の声>

議長 質問、意見等がございませんようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議長 ないようです。

事務局もよろしいですか。

<「なし」の声>

議長 それでは、9月総会は閉会しますが、10月総会は10月11日水曜日の午前10時からですのでよろしくお願いいたします。

(午前10時35分 閉会)